

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事録

日 時 平成26年2月17日午後2時00分～4時00分

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 女性 30代（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 女性 50代（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 女性 60代（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 女性 _____（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 女性 60代（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 女性 _____（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 女性 50代（以下「7番」と略記）

司会者 菅野博之（水戸地方裁判所長）

裁判官 根本 渉（水戸地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 岡村佳明（水戸地方検察庁検事）

弁護士 木南貴幸（茨城県弁護士会所属）

【司会者】

では、時間になりましたので、裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を始めたいと思います。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

水戸地裁所長の菅野でございます。本日の司会ということで進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、あらかじめ御案内のとおり、午後4時までの2時間という予定になっております。最初に1時間半ほど、話題事項に従って順にお話をいただいて、次いで、残りの30分弱で記者の皆様からの質問を受けようと考えております。

本日の意見交換会では、裁判員裁判における審理が裁判員の皆様にとって分かりやすいものになっているかどうか、あるいは一層分かりやすいものにしていくためにはどうしたらよいか、さらには、裁判員の皆様の日程あるいはいろいろなことの御負担はどうだったのか、そのような点を中心に、裁判員の方々が裁判に参加して実際に感じられた事柄についてお伺いしたいと思っております。

最初に、本日の会の趣旨について少し説明させていただきます。裁判員裁判が始まって4年経ち、水戸地裁だけでも裁判員裁判による判決というのが約130件ほどされているというところまでできております。また、制度の見直しとかいろいろな議論も盛んなところでもあります。しかし、そうはいいまして、日本の長い刑事裁判の歴史の中ではまだまだ新しい制度でございます。これから我々もまさに勉強しながらより良い制度にしていきたいと、そういうふうに考えているところです。そのような時期に実際に裁判員裁判を経験された皆様から率直な感想、御意見を伺うということが今後の裁判員裁判の運用を検討していく上で非常に重要だろうと考えている次第です。特に女性の目線で見られた場合に、法律家から気付きにくいような点があるのではないかと、そういった点も伺いたく、女性のソフトパワーを大いに発揮して意見を述べていただきたいと考え、今回の意見交換会を企画したということでございます。

また二つ目として、まだ裁判員あるいは裁判員候補者となっていない県民の皆様が大勢いらっしゃるわけで、そういう方からは、一体どういう制度なのか、果たして自分たちがやっていけるのか、どんなふうだろうと心配されることもあると思います。そのような県民の皆様には、実際に裁判員を経験された皆様から生の声をお伝えするということが、これからの裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくするという意味でも役立つのではないかと考えています。このような二つの趣旨で本日の会を設けております。

最初に、裁判員を経験された全体的な感想、例えば裁判員を経験して何か変化があったのかとか、裁判所とか裁判とかについてどう感じられたか何でも結構ですけれども、そういうことを順番に一通り伺って、その後、法曹三者の方からも自己紹介を兼ねて一言頂いた上で、次の話題へと進めさせていただこうと思っております。

裁判員経験者の方には、大変失礼ですが、机に1番、2番という番号札がありますけれども、これからその番号でお呼びしたいと思しますので、どうか御容赦願います。

ちょっと前置きが長くなって申し訳ありませんでした。そういうことで、まず1番さんから順にお願いします。

最初にちょっと事件のことを少し説明します。1番さんから3番さんまでが同じ事件の担当ということになります。父親と二人暮らしをしていた被告人が、当日も父親から暴力を振るわれたとして、呼んだお兄さんとともに父親に暴行を加えて死亡させた傷害致死事件で、女性が被告人の事件でした。まず全般的感想ということで伺いますので、どうでしょうか。

【1番】

裁判員裁判をするまでは、裁判自体に全く興味を持たずに生活してたんですけれども、裁判員を経験してからは、新聞とかに記事が載るとやっぱりちょっと目が行くようにはなりました。ただ、終わった後に常に事件を思い出すこととかはなく、今回もこの案内を頂いて初めて、ああ、裁判員やったなという感じでした。

【2番】

私も裁判員に選任されるまでは、裁判とか裁判所というのはとても敷居が高いというか、自分とは違う世界のような気がしていました。ですけれども、裁判員を経験させていただいて、その後、事件があつたりすると、あっ、これは裁判員裁判でやってるんだとか、いろいろ考えるようになりました。

【3番】

前に言った人と同じ意見なんですけど、付け加えると、被告人が刑を受けて、その後どんな生活をしていらっしゃるのかとか、兄妹とは仲良くやっけるのか、それはちょっと気になる点があります。

【司会者】

ありがとうございました。4番さんからは事件が違いまして、複雑な事件でしたね。一つは、5番さんの担当した被告人と一緒に民家に侵入して、住民を縛り上げたり頭を警棒で殴ったりとかいろいろやまして、現金等を奪い、傷害を負わせたという、住居侵入・強盗致傷事件というのが一つ。それからもう一つは、別の者と一緒に、販売店で携帯電話機をだまし取ったという詐欺事件、その二つを併合した事件を担当していただきました。何でも結構ですので、いかがでしょうか。

【4番】

私もほかの方と同じで、やっぱり自分とはちょっと、身の回りではやっぱりないような出来事とか、あと、やっぱり裁判所自体も初めて今回来て、何かすごく何もかも新しくて新鮮でいろいろと勉強になったなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。では、5番さんも複数の事件ですけども、一つは4番さんの強盗致傷事件と一緒にやったんですね。もう一つは、4番さんの担当した被告人とは別な者と共に民家に侵入して住民を縛り上げたりとか、日本刀で刺したりとか、かなりなことをやって現金を奪い、傷害を負わせた住居侵入・強盗致傷事件。その二つの事件を担当していただきました。初めての裁判員裁判はどうでしたか。

【5番】

そうですね、事件がちょっと複雑なというところもあって、それを頭の中に整理といいますか、理解するのに随分頑張りました。それと、日本刀とか

写真が出てきますので、とても、何ですか、病むといいますか、それにやっぱりすぐ忘れられるっていうものではなく、やっぱり目に残ります。なので、ちょっと本当に頑張りました。

【司会者】

御苦労さまでした。6番さんと7番さんが同じ事件ですね。お姉さんとかが住む家にガソリン等をまいて放火して、それを全焼させたという、現住建造物等放火事件を担当していただきました。6番さん、いかがですか。

【6番】

経験後に、私自身の体調にちょっと変化がありました。ただ、1週間ぐらいでそれは戻ったんですけれども。あともう一つは、皆さんおっしゃったように、裁判に前よりも興味が出てきました。例えばテレビでニュースが流れて、水戸地方裁判所のというと、今までは見なかったのが、パッとテレビを見るようになりました。大変疲れた顔されてるから大変だったんだろうなとか、そういう関心を持つようになりました。

【司会者】

7番さん、いかがですか。

【7番】

私はもともと結構、テレビとか小説とかで警察物ですとか裁判物ですとか興味があって結構読んだり見たりしてたんですけれども、裁判員になって、ちょっと裁判所の中とか、実際に裁判の進行状況とかを体験させていただいて、ああ、やっぱり小説はちょっと違うのかなという部分と、あの小説の中でこういうふうに言ってたことはこういうことなのかなって実感が持てた部分といろいろありまして、非常に勉強になりました。

うちへ帰って子供たちにも、「お母さんはこういうことやってきたけど、君たちもぜひ機会があればこういうところに参加してみるといいよ」というような話は実際しました。

事件に関しては、身内の事件というような状況だったので、被害者と加害者がすごく対立するような場面はなくて、むしろ被害者の方が加害者を助けたいというような、そういうような思いで裁判をされてたので、私たちもそういう意味では精神的な負担はなかったんですけれども、本人がやはり自殺願望があったりとかしてましたので、今後の被告人の方がどうなっていくのかということはすごく気にはなりました。

実際に、先ほどもちょっとお話聞いたんですけど、その後の被害者、加害者たちはどうしてるのかなと時々やはり思い出すことがあります。自分たちが決めたことということに対して、やはり責任がちょっとはあるのかなというふうな思いは今でも残っています。

【司会者】

ありがとうございます。

では次に、法曹三者も集まっておりますので、それぞれ自己紹介をお願いします。

【検察官】

検察官の岡村と申します。この水戸では今年度、昨年4月から主に裁判員裁判の担当をさせていただいております。今出てきました事件の中でも、二つの事件を担当させていただきました。

この座談会に参加させていただくのも今回が2回目なんですけれども、非常に勉強できるという意味ですごく楽しみにして参りました。私たち検察官、弁護士さんも一緒だと思うんですが、ふだん裁判員の方の声を直にお聞きするということができないものですから、こういう機会に参加させていただいて、また裁判員経験者の皆さんにこういう機会に参加していただけて非常にありがたいなというふうに思っております。

そういうことですので、今日はいろいろと忌憚のない意見を頂ければ非常にありがたいなというふうに思っております。

【弁護士】

弁護士の木南と申します。よろしく申し上げます。私はまだ弁護士で2年目です。裁判員裁判というのも実際1回しか担当したことがないので、やはりほかの裁判員裁判というのがどういうものかということも非常に気になっていて、そこでどのように担当していた方々が感じられたかということも知りたいと非常に思っているところです。

この会につきましては、やはり裁判員の方々の生の声が聞けるというのが一番楽しみにしている部分ですので、是非お話を聞かせていただければなと思っています。よろしく申し上げます。

【裁判官】

裁判官の根本でございます。どうかよろしくお願ひいたします。水戸地方裁判所の刑事部は、2階と3階と別々に法廷と部屋がありまして、2階がA合議体、3階がB合議体ということで、二つ裁判体があるということなのですが、私はそのA合議体の裁判長をやらせていただいております。今日来られた方では、4番さんと5番さん、このお二方につきましてはA合議体の事件に参加していただいたということになります。

今日はですね、特に女性の裁判員経験者にお集まりいただいたということで、女性の目線からのいろんな御意見をお伺いしたいというところがございます。今の水戸の裁判所の裁判官、刑事部は8名いるんですが、これが男ばかりということ非常に偏った構成になっております。普通ですと、女性がもう少し、平均的には全裁判官の3割ぐらいは女性裁判官がいるんですが、たまたま今の水戸の刑事部は男ばかりということになっておりまして、皆様に会ってお話ししたり、評議をしたりという中で、いろいろと配慮の行き届かないところがあったんじゃないかと思っておりますので、そういう点で特にこの点気になったとか、あるいはこれはちょっと余りにも配慮がないんじゃないかなというところを是非御指摘いただいて、今後の参考にさせていただき

たいと思います。

そういうことで、本日は審理の中の話もお聞かせいただきたいと思いますが、男ばかりでここはしょうがないというところを特にお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

では、次に、話題事項の2番の法廷での審理に関する感想、御意見ということで伺っていきたいと思います。印象に残った点あるいは分かりにくいと感じた点等を伺おうということでございます。と言われてもちょっと漠然としてるかもしれませんので、一応、この事件ではこんなことがありましたよねという呼び水は言いますが、それに限らず別な点について話していただいても結構です。

まず1番さんからお願いします。この事件は、まず二人で一緒にやったのかということが問題でしたね。意思を通じ合っというところ、共謀という点について考えるのに抵抗感あったかどうかとかそんなことでもよろしいですし、あるいは別のところでも構いません。どうですか。

【1番】

共謀という言葉が、ふだん生活してて考えている言葉よりも論理的に考えなきゃいけないという点がすごく難しく、実際共謀したかどうかということやうまく説明するのってすごく難しかったなと思います。

【司会者】

難しさでね、僕ら法律家はよく分析的に言うんですけど、一つはまず共謀、意思を通じ合っということがどういう意味合いなんだという、そういう定義みたいな事柄が一つ。その次に、今度、実際の実事関係がどうだったかそういうのがあります。本件は無罪だと主張してた事件で、事実関係に争いがありましたね。3番目に、認めた事実関係を最初の定義に当てはめてみると、共謀なのか、共謀とは言えないのか、そういう判断のところと、難しさも三

つに分かれてるんですよね。その3段階だとどこが一番難しかったですか。

【1番】

難しい。

【司会者】

全部難しいですよね。最初の共謀ってどういうことなのか、意思を通じ合
ってというのはこんなことを言うんだという、そういう説明というのは大体
大丈夫でしたか。

【1番】

説明をしていただいて、分かりました。

【司会者】

事実関係、少し争いあったわけですが、そこら辺は結構難しかったですか。

【1番】

話の内容自体が難しいわけではなかったと思うんですけど、何か頭の中で
組み立てるとのことよりか、実際にどう判断していったらいいかというと
ころの、使ったことのない頭ですごく難しかったです。

【司会者】

ありがとうございます。では、2番さん、今のような事柄についての御意
見でもよろしいですし、あるいは、本件では被害者が亡くなっていますので、
御遺体の写真とかもありましたよね。あるいは、本件は、たたかれたりした
打撲の跡の写真とかそういうのもあったと思いますけれども、そこら辺は大
丈夫でしたか。

【2番】

まず共謀ということが、自分が理解してることと全然違っていて、裁判官
の方々が分かりやすく教えていただいて、どうにか理解できたんですね。こ
の共謀ということに関して、結局、被告人の方は無罪を主張されてたんです
けれど、最終的には結局、意思疎通があったという形で私は解釈をしたつも

りです。

また、証拠の写真等についてですけど、亡くなった方の写真を見たんですが、あんまり刺激がないような形で写真を用意してくださったんだと思うんですね。私は大丈夫でした。あと、証拠品も結局、私たちの場合は、湯かき棒一つだけだったので、その点では、うまく言えないんですけど、良かったなと思います。もうちょっと刺激が強いものだったら、裁判終わった後とかそういうときもちょっと、今と違った感情があるのかもしれないですね。

【司会者】

弁護士、検察官からいろいろな主張がされたり、あるいは被告人に質問したりとか、あったと思うんですが、そういうのは分かりやすかったですか。

【2番】

正直言ってよろしいですか。

【司会者】

今回は、要するに、弁護士にとっても、検察官にとっても、裁判所にとっても、辛口のお話をいろいろ聞いて参考にしたいということですから、もう率直に言っていただきたいと思います。

【2番】

検察官の方と弁護人の方の、陳述というんですか。

【司会者】

冒頭陳述ですか。

【2番】

冒頭陳述。分かりやすく表とか文書にして見せていただいていたんですけど、弁護人の方が結構早口で、ちょっとよく聞き取れなかったりとかしました。それは後で補足で、結局、評議した際に裁判官の方たちから説明していただいていたんですけど、結構聞き取りにくいというのはありました。

【司会者】

分かりました。用語が難しいとかというよりも、しゃべり方の問題という
ようなことですね。

【2番】

用語が難しいというか、私たちにも分かるように書いてくださって、表と
いうか、資料は分かりやすかったです。ただ、たまたまなんですけど、結
構早口だったり、声がちょっと通らなかったとかというのが、最初のうちは
分かりにくいなって正直思いました。

【司会者】

ありがとうございます。では、3番さん、意思を通じてという点の分かり
やすさの問題でも、あるいは写真の問題でも、今指摘のあった、ちょっと話
し方が分かりにくいというようなことでも、新しい別な点でもいいんですが、
法廷での審理に関しての感想なり御意見、御注文はございませんか。

【3番】

何か裁判を通じて、裁判官の言い方と、弁護士さんの言い方と、あと、検
察官の言い方と、被告人の言い方が何かちょっと違うな、正しいのかなとい
うところが見えたような気がします。

【司会者】

どういうふうに違うんですか。

【3番】

兄妹が本当に共謀を、妹はどこまでお兄さんに助けを求めて、それが心の
中で何を考えて、本当に助けたのか、それとも、何か別なことを考えていて
助けを求めたかとか、それから、意思の疎通では、やっぱりそういうことも、
何かそういう関連したことがちょっと見受けられたような気がするんですよ
ね。事実はちゃんところ、警察の方でいろいろと写真なんかで写ってるんで
すけども、本当のところはどうだったのかなというところは思いました。

【司会者】

ありがとうございました。では、続いて、4番さんの事件。かなり乱暴な事件でしたね。ややお年寄りの方を縛り上げたり、スタンガンを使ったりとか、女性の頭を警棒で殴ったりとか、けがさせてるところでしたが、そこら辺の分かりやすさ、あるいは法廷でもっとこういうふうにプレゼンテーションすべきだったんじゃないかとか、何かございますでしょうか。

【4番】

最初に思ったのは、裁判員のために用意された資料がものすごく丁寧で、そのために大分準備とかそういう資料づくりが大変だったんだろうなというのを感じました。そのおかげで、何か裁判全体の流れとかが、話を進めていくのがすごく理解しやすくなっているのが印象的でした。

私が担当した事件については、刃物が出てきたりとかそういうことはなかったのですが、けがはされましたけど、亡くなったりとかということもなかったもので、あんまり私的にはそんなにいつまでも残って頭から離れないということはない事件かなと思います。

【司会者】

そのときの検察官がお隣に座っていますが、全然気にしなくていいですから、検察官の例えば話し方とか、弁護人の話し方とか、そこら辺の分かりやすさ、そこはどうですか。

【4番】

そうですね、どちらも皆さん丁寧に話してくださったんですけども、印象として何か、検察官の方は「こうだよね」みたいな上からの印象を持ちました。逆に弁護士の方の方が、何か被告人、やっぱり立場上なのか、ちょっと優しい物言いというか、その辺がむしろ役どころがはっきりして分かりやすいというか、そんな気がします。でも、説明はどちらも丁寧で、資料とかの紹介の仕方とか、私が担当したものについては、聞き取りづらいとかもな

くかなり良かったです。

【司会者】

次に5番さんは、更に乱暴な事件という感じでしょうか。強盗致傷事件が2件ですが、もう1件の方の事件は、日本刀を突き付けて、ひもで縛り上げて、刺して、最後は油を掛けて火つけるぞとか何かと言ったということですが、どうでしたか。

【5番】

先ほどと重複するんですけど、やっぱりそういう写真とか、日本刀とか、そういうのはやっぱり目に残りますね。ずっと残ります。

それと、そうですね、法廷、その中ではちゃんと聞き取れて、分かりやすかったと思います。理解できたと自分なりに思っています。

もう一つ、弁護士さんの、お母様の証人尋問のときに、この人は何だったのかなというのをちょっと疑問に思いました。

【司会者】

情状証人に質問しているが、その質問、何でこんな質問するのかなというようなことですか。

【5番】

そうかなって。ちょっと分からなかったですね。ちょっと理解不足だったのかもしれないですね。そんなところです。

【司会者】

ありがとうございました。では、6番さんですが、今のところ、検察官、弁護士それぞれの法廷での活動、分かりやすかったかどうかとか、何か改善すべき点あったかというのを尋ねてるんですが、そこら辺はどうですか。

【6番】

担当した裁判の中で、被告人の方が検察官に聞かれたことと違うことを答えたんですね。そのときに検察官の方がちょっといら立ちを口調にあらわに

されたので、意図的にそういうふうにする必要がある場合もあるかと思うんですけど、その被告人の方はわざとはぐらかしてそう答えたのではないと思ったので、そんなにいら立たなくてもいいんじゃないのかなというふうに感じました。

【司会者】

弁護人についてはどうですか。

【6番】

弁護人の方は、特別、被告人に対して優しい印象でもなく、多少冷たいかなぐらいに感じたんですけども、それはもしかして意図的に冷たく、あんまり優しくかばってる感じにしてみせないように演じてるのかもしれないなというふうに受け止めてました。

【司会者】

7番の方はいかがですか。

【7番】

この事件、ちょっと複雑というか、親戚が多いというか何か登場人物が非常に多くて、話を聞いてるうちに、この人は誰だろう、この人は誰だろうって次々といろんな人が出てきちゃって、そのときにもお話ししたと思うんですけど、人間関係図みたいなのが最初に提示されていて、この人はこの人のどういう関係の人でというのが分かるともうちょっと話は分かりやすかったなというのがまず印象でした。

あとは、審理のときは、私も6番の方もなんですけども、質問をその場でさせていただく役割をさせていただいたんですけども、何でしょう、ある程度検察官の方でいろんなことをもう調べてあって、ある程度のもの、もう出そろってる状態での裁判なのかなと実は思っていたんですけども、実際には裁判官の方々も、私たちも含めて質問をしてもいいと言われたので、「あ、質問できるんだ」というのがちょっと私としては意外な感じはしました。

こういうことは事前にもう聞いてあって確認されているんじゃないかなって私の中で思ったことも、表面には出てこなかったのが質問させていただきたいと思ったんですけれども、ちょっとその辺のところはどういうふうになってるのかよく分からなかったなと思いました。

【司会者】

御自分で実際に質問されてみるということというのは、やっぱりその事件について考える上でいろいろ参考になりましたか。

【7番】

そうですね、分からないままに進めてはやはりいけないんだろうと思ったので、ちょっと勇気を出して質問させていただきました。

【司会者】

7番さんの事件では、火事のところのその際の映像が法廷で再現されてますね。それは見てどうでしたか。分かりやすい、あるいはちょっとショックだなとか何かございますか。プラス面、メリット面、デメリット。

【7番】

撮られていた映像が動画で、消防士の方撮られていたので、アングル的な問題とかあって、あまり火は見えなくて、煙だけがものすごく。でも、こういう流れでいくと延焼しちゃうよねというのはやはりみんなの実感として見れたので、映像があって良かったのかなとは思いますがけれども、実際その場にいてもしこんなことになったらやっぱり大変なんだよねという、その大変さというのはやっぱり映像があった方が良かったなと思う。

【司会者】

今、一通り裁判員の皆様から御感想、御意見等を伺いましたので、今度は、法曹側から一言、それについての感想なりをいかがでしょうか。

【検察官】

御意見を聞かせていただいて、本当に勉強になりました。自分の事件だけ

ではなく、担当してない事件も、同じ部屋で仕事している検察官がやっています、何となくは事件のこと知っていたり、裁判になるまでにいろいろあれこれ悩みながらやっていたのは見ていましたので、今日お聞きした意見、一緒に担当している検察官にも伝えて、「勉強しろ」というふうに言っておきたいというふうに思いました。本当にありがとうございました。自分の事件の関係でお聞きしてあれなんですけど、4番さんと5番さんの方で、説明の方は聞き取りやすかったとか理解しやすかったというふうには御意見頂いたんですけども、更にもう少し、例えば最初の冒頭陳述で説明する場面とかです、もっとこうした方がいいんじゃないとか、そのほかの場面でも結構なんですけど、もう少し御意見ありましたら。ちょっと自分が担当してる事件であれなんですけど、教えていただければなというふうに思います。

【4番】

何か分かりづらい点とかがなかったの、何かきちんと書類の読み上げとかも、何か、あれ、これってどうなのというような事項はなかったように思うので、良かったです。すみません、参考にならず。

【5番】

全く同じです。よく分かりました。ありがとうございました。

【検察官】

意外な答えでございまして、どうもすいません、ありがとうございました。

【弁護士】

お話ありがとうございました。やっぱり弁護人としても、なかなか聞き取りづらいというところとか、証人に対する質問の意図が分からなかったとか、そういうところは真摯に受け止めて、これは分かりやすいように工夫していかなくちゃいけないかなと非常に感じる場所です。

それで、私の方でもちょっと質問させていただきたいんですけど、メモです、検察官の方からも弁護人の方からも、おそらくメモみたいなものが冒

頭陳述とか論告弁論の最初や最後に出されると思うんですけども、検察官のメモは非常に詳細で、事案とかを分かりやすく書いてくれていると思うことが多いと思うんですけども、それに対して弁護人のメモというのはシンプルになることが多いかなと思っているんですけども、その辺について、そのシンプルさというのがいいのか、物足りないのか、分かりやすいのかというところに何かちょっと御意見を聞かせていただけないかなと思います。よろしくをお願いします。

【司会者】

7番さん、どうですか。

【7番】

今ちょっと現物見たりもしてるんですけど、多分、私たちが裏で話をしているときに、弁護人側のと検察側のメモというのはやはり比較対象になりまして、検察側の方はちょっと細か過ぎるというか、字が小さいねなんてお話があったりもしたんです。弁護人の方のは、シンプルで字も大きくて見やすいよねというお話は実際に出ていました。内容に関しては、やはり弁護人さんの方が書くことが難しい内容になってしまうのかなとは思いますが、そんなところですよ。

【司会者】

他にコメントおありの方いらっしゃいませんか。

【5番】

弁護人側がお母様を証人尋問されたときに、普通はこういういいところがあるというところを、私の感じではそういうのをアピールするのかなと思ってたら、そうではなくて、あれ、何だったのかなってちょっと疑問に思っています。

【1番】

弁護士さんの方はあんまりよく覚えてないんですけど。ただ、何か検察官

の方のカラフルなのがすごい印象的で、何かこんなにしていただかなくても大丈夫かなとはちょっと思いました。

【司会者】

詳細でカラフルで整理されてるということですか。

【1番】

分かりやすかったです。

【弁護士】

ありがとうございました。

【裁判官】

どうも貴重な御意見ありがとうございました。特に弁護人の関係でちょっと辛口のお話がありましたけれども、これは弁護人だけの話じゃありませんで、やはり法曹三者全体で取り組んでいかなければならない問題なんだろうと考えております。

特に法廷で話がそもそも聞き取れないということは、これは本当に中身以前の問題で、聞こえなきゃそもそも裁判にも何にもなりませんという話になりますので、ここは弁護人に限らずですね、検察官もそうですし、裁判官もそうだし、特に私なんて声大きい方じゃありませんので、なるべくマイク使うようにしてしゃべってますけれども、これは常に自らも自戒していかなければならないことだろうと思います。

あとは、いろんな証人尋問なんかの際に、この人一体何聞いてるんだろうと、5番さんの話もありましたけれども、何のためにこの人に来てもらってしゃべってもらってるんだというところが伝わらないような尋問というのも、やはりこれはせっかく来てもらって聞いてるのに、裁判員あるいは裁判官も含めてですけどね、裁判体に伝わらないということであれば、これは本当にせっかくやったことが無駄になってしまうということになるので、これもいかに伝えるような形で質問なりしていくのかということとは、これは法曹三者

全体で検討していかなければいけないことなんだろうというふうに考えております。

それと、もう一つ印象に残りましたのが、裁判というのは何かもう既に分かっていることで、新たに確認することなんかないんじゃないかと思ってたけれども、何かちょっと違った印象だったみたいなお話がありました。

やはり裁判というのは、別に決まったものを確認する手続ではないんですね。まさに裁判員あるいは裁判官も含めて裁判体に法廷の中で、検察官なり弁護士なりがいろいろ証拠出したり、情報出し合ったりして、その中で新たに我々が、裁判体がいろいろな事実の認定をしていったりとか、あるいはどういう刑がいいのかということ判断していくということになりますので、別に何か出来上がった干物みたいなものを後で見るという手続ではありません。その場で新鮮なものを臨場感を持って見て聞いて、それで判断をするというところが裁判なんだろうと思います。そういう手続になるように法曹三者でこれから努力していきたいなというふうに考えております。

【司会者】

では、次に、話題事項の3番。法廷ではなくて、部屋の方に戻って議論したり、量刑考えたりとか、そういうところの方に話題を移しましょう。話題事項に、女性では意見が言いにくいと感じるような場面はあったかという設題を挙げてありますが、これに限らず、評議での話のしやすさとか、あるいはこういうふうに進行してもらった方が本当はもっと話せるのにとか、1番さんからいかがでしょうか。

【1番】

特に女性だから言いにくいという点はなかったです。男女大体半々ぐらいだったということもあって、リラックスしていろいろ申し上げていました。

【司会者】

女性が押さえ付けられるとか、そういうふうにはならなかったということ

ですか。

【1番】

そういうふうにはならなかったです。

【司会者】

2番さんはいかがでしょう。

【2番】

私も意見が言いにくいということはありませんでした。評議していて、やっぱりどうしても分からないことがたくさん出てきますよね。そういった場合、裁判官の方々に振ると、私たちでも分かりやすいような言葉で教えていただいて、それはすごく評議していく上で助けになりました。

【司会者】

3番さんは評議の感想はどうでしたか。

【3番】

前の方と同じです。

【司会者】

では、4番さんは。

【4番】

私が担当した事件でも、女性が多く、いろいろ話を出しやすいなという感じでした。特に言いにくいこともなく、「自分はこう思う」「いや、でも、こうなんじゃないか」とか、いろいろ活発な意見が出たんじゃないかと思っています。

【司会者】

5番さんはいかがでしたか。

【5番】

女性は多くありませんでしたけれども、とてもいい雰囲気でも過ごせたと思います。

【司会者】

6番さんは。

【6番】

言いにくいと感じる場面はなかったです。

【司会者】

7番さんは、評議の進め方等はどうでしたか。

【7番】

うちも、男女がいるということで、女性だから意見が言いにくいということとはなかったんですけれども、男の人ばかりとか、女の人が1人というような構成のときには、自分はどうかなのというのはやはりちょっと思います。逆もあるでしょうけれども、特に男の人の中に女の人が1人というのはちょっとつらいかなという気がします。

あとは、言いやすいか、言いにくくないかというようなのは、やはり裁判官の方々のやっぱりリードの仕方に結構左右されるのと、あとは、やはり一緒になったメンバーの個人的な各々の個性にやっぱり話し合いが引っ張られていくような部分もあると思うので、男女差というのはあんまり感じないのかなとは思いました。

【司会者】

では、今、男女差という言葉が出ましたけれども、ちょっと視点を変えまして、1番さんから3番さんの事件というのは、被告人が女性だったんですよ。そういう点なんかで、女性だから分かることとか、あるいは男性と考え方の差が出るかなとか、そういうところってありますか。女性じゃないと分からない女性の心理とかはあまりないですか。

【1番】

余りその辺はなかったです。

【司会者】

もう少し変えて、1番さんから3番さんの事件では、親の介護の問題があつて、あるいは同時に、DVというんでしょうかね、その延長線上の事件と見ることもできるのかもしれない、そんな事件ですね。男性側から見ると、親の介護だとか、あるいはDVで何かおびえる気持ちとかということとやっぱり結構分かりにくいようなこともあるかもしれませんが、そこら辺はどうでしたか。女性だからそこら辺分かるとかそういうわけでもないですか。2番さん、どうですか。

【2番】

女性だから分かるとかそういうことではなかったって自分では思うんですね。親御さんをずっと一人で介護というか面倒見ていた、被告人の方が見ていた方なんですけど、またさっきの話に戻ってしまうんですけど、共謀ということの意味が分からないときは、この人に罪はないんじゃないかなって最初は正直言って思いました。ですけど、そういうのをいろいろみんなで、説明していただいて議論していきました。

ちょっとうまく言えないけど、別に女性だから、男性だからとかということとは私は今回はなかったと思うんですね。ただ、何かずっとその人が介護してたということで、小さい頃から暴力も受けてたということで、そういったことでは同情とかはしましたけれど、最終的にはそれには左右されなかったと思うんです。

【司会者】

3番さんはほかにございますか。

【3番】

男女間というよりも、その人の、男とか女とか関係なくて、その人の性格の違いでいろいろ考えが変わるんじゃないかなと思います。

【司会者】

分かりました。では、また、少し視点を変えると、4番さん、5番さんの事件では、被害者の方に女性が入ってますよね。住居に夜間侵入されて、女性が被害者になってるときに、同じ女性から見た場合に、やっぱり事件の見方とか、あるいは危なさというかね、そういうものに非常に気付くとか何かございますでしょうか。

【4番】

女性だからこうという視点はないのかもしれないんですけど、やっぱり安心できる家に突然入り込まれて、暴力振るわれてというのが、やっぱりすごく怖かったらうなって。だから、当日も、いまだにやっぱり夜はちょっと怖いとかいう話も伺ってたので、それはずっと取れないんだらうなというのがすごく何かつらい経験だったなと。幸い、けがで済みましたが、やっぱり心の傷はずっと取れないんじゃないのかなって、怖い体験をしたことは。そこはちょっと印象に残りました。

【司会者】

5番さんはいかがですか。

【5番】

4番さんと同じなんですけれども、それに加えて、お年寄りをするというのは、本当に何かびっくりというか、本当にあるんだなと思いました。

【司会者】

6番さん、7番さんの方でも、男性との考え方の違いを感じる場面とか何かございましたでしょうか。

【6番】

男女の考え方の違いは感じることはなかったです。多分、私たちの生きてきた背景とかそういうことで、共感できるかとか、こう考えるかというのが違いは出てくるのかなという。ほかの裁判を見てても、私だったらこう思う

というのはありますけど、男女では余り。それがその裁判の内容によって違うんだと思う。

【司会者】

7番さんも同じでしょうか。

【7番】

はい。全く同じです。男女差というよりは、やはり自分の背負っている経験値でやっぱり考えるしかないのかなと思っていましたので。

【司会者】

ありがとうございました。

では、続いて、4番目の話題事項、負担の問題について伺ってはいかがでしょうか。最初に、仕事、家事、育児等調整の負担があったかというタイトルを一つ付けておきました。

ちょっと調べてみたら、皆さんが担当したのはいずれも、選任の日があって、それから4日ないし9日間間が空いてから実際の審理が始まったという、そういうパターンでした。例えば選任の当日から始まる進め方とか、あるいは翌日から始める進め方もあるんですけど、今回はたまたまそういう進め方はなかったのです。どちらの進め方がいいのかとか、あるいは間が空いたとしたって、その後4日なり5日なり審理が継続していくことの連続性とかそういう切り口が一つ。

もう一つは、そういうことは別として、1日中裁判に立ち会う、あるいは評議に立ち会うことのやっぱり負担とか疲れとかそういうのもあったかもしれません。特に女性の場合、お仕事と家事と両方されていたりとか、いろんな調整のまた難しさもあったんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。1番さんはどうでしょうか。

【1番】

家事については、実家で暮らしていたので特に大きな負担はなかったんで

すけれども、やはり仕事の方が、約1週間空けなきゃいけないということで、引き継ぎをしたりとか、前後はやっぱり残業が結構多くなってしまったので、体はちょっときつかったなというのがあります。

あとは、選任されてから少し日にちがあったというのは、やっぱりそのまま突入してしまうよりはちょっと心の準備ができたので、良かったかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。2番さん、いかがですか。

【2番】

選任の日から間が空いたということは、私はやはり良かったと思うんですね。仕事の調整とかありますし、選任の日って、正直言って自分は選ばれてるって思っていないので、選任日に行ってきますということは仕事の方に伝えてあって、選任されましたということで、休みとか、あと、仕事を代わっていただくとか、そういうふうになったんです。だから、やっぱり選任されて次の日からとかというのはちょっときついと思うんですね。

あと、ちょっとここまで通うというのが、近辺ではないので、毎日往復するというのはきついなと思って、3日間水戸の方に泊まりました。やっぱり遠い人はちょっと通いというのはきついと思うんですね。

それと、4日間、自分では大丈夫だったとは思ったんですけど、最終日、金曜日の日、家に帰ったときは本当に疲れました。どういった意味で疲れたのか、やっぱり緊張してたのか、いろいろあったんですけど、自分でも信じられないぐらい、家に帰ったときは疲れてました。

【司会者】

お疲れさまでした。休憩時間の取り方とか、1日の拘束時間の長さとか、そんな点はいかがでしたか。

【2番】

それは一応決まっていますよね。ですけど、それ以外でもここで休憩にしましようとか臨機応変に対応していただいたので、1日の時間の配分については特にはないです。

【司会者】

3番さん、いかがでしょうか。

【3番】

私も仕事や家事はもう大体離れましたので、そういうことに関しては何もなかったんですけど、ここのやり方はとても良かったと思います。選任の日と審理の日を空けて、続けて審理したことはとても良かったと思います。

【司会者】

4番さんはいかがでしたでしょうか。

【4番】

選任の日からちょっと空いてからだったので、やはり仕事の調整がすごくしやすかったなと思っています。割とくじ引きは得意な方なので、今回もきつと当たるんだろうなと思いながら来たので、ある程度段取りをしていたので、あっ、やっぱりなというような感じで。仕事の方も比較的調整はしてきたんですけど、それでもやっぱりちょっと日数は長く感じたので、いろいろと仕事の調整、先ほどもおっしゃられてましたけど、その前後にギュギュッと仕事を詰め込まなくちゃいけないということが発生したから、もうちょっと、2、3日ぐらいが一番ちょうどいいかなと思うんですけど。

【司会者】

4日間でしたかね。

【4番】

はい。思ったより長かった。たまたまそんなに仕事が忙しくない時期だったので比較的調整はしやすかったのもあったので、4日間通えたんですけれ

ども。

【司会者】

家庭でのお仕事というか、家事の調整というような点は大丈夫でしたか。

【4番】

はい、大丈夫でした。私も両親と住んでいるので、ふだんから仕事もしているので、家事は全員で分担してるというか、それぞれのポジションだけをやってる感じなので。私は夜帰ってくるのが遅いので主に朝係なので、その辺は、仕事よりは若干家を出る時間が遅かったので、むしろちょっとラッキーという感じでした。

【司会者】

5番さんは、一番長かったんですかね。5日間ということでしたが、どうでしたか。

【5番】

子育ても何もないので、難なく5日間来ましたけれども、そうですね、やはり長いですね、5日は。

【司会者】

大丈夫でしたか。

【5番】

大丈夫でした。

【司会者】

6番さんは。

【6番】

私はシフトで勤務している仕事ですので、呼出状が来た時点で、もしかしたらこの裁判に関わることになるかもしれないということで、希望の休みをあらかじめ4日間、次のシフトが決まる前に出して、裁判に向けてこうなったという感じですね。なので、もし2箇月前に呼出状が来ていれば、あらか

じめ休むというふうにしてて、実は休まなくてもよかったということになった場合にはその方がいいのかなとは思いました。

【司会者】

もっと早い時期に呼出状がくれば仕事との調整もやりやすかったわけですね。どれくらい早い方がよかったですか。

【6番】

2箇月ぐらい前でしょうか。今、1箇月前とかですよ。

【司会者】

7番さんはいかがですか。

【7番】

私も仕事の勤務を決めるのがかなり大変なんです。1箇月前ぐらいから勤務を決めていないといけないので、1箇月前に来るとなるとぎりぎりという状況か、若しくは出来上がってるのを変更というような状態になっちゃいますので、やはり余裕がもう少し欲しいというのがあります。

それと、先ほどおっしゃってましたけども、ここまで来るこの時間と距離ですね。茨城県には、水戸市にしかないということで、やはり茨城県は広いので、ここまで来るのに、泊まりにはならなくてもいいけど、通うのにもぎりぎりみたいなどころの人たちはかなり大変で、朝晩2時間2時間というような時間を実際に、電車にするか車にするかもかなり迷いまして、時間が車だと読めないというのもあるんだけど、うーんといろいろ考えた末、かなり余裕を持ってやはりうちを出るしかなくて。当然帰ってからも家事もありますので、実際にはかなりつらかったというか。

辞退したいというのも正直あったんですけども、自分の立場が管理職というのもありまして、自分の職場にまだ裁判員をやった人が誰もいないんですね、今。私がたまたま1番に当たっちゃったという感じなんですけれども、私が分かっていないとやはり下の者たちにもというような部分もあったので、

多少無理してでも出てこようと思って今回させていただいて、結果的には良かったかなと思うんですけども、女の人たちがこれをやるというのは、特に若い世代はかなり無理な感じがありますね、実際には。そこはどうなのかなど。

結局、そうすると、その辺の人たちは全部辞退という形になると、偏った人選になりがちになってしまうんじゃないのかなど。致し方ないと割り切るのか、もうちょっとそれがどうにかできるのか、今回この話題事項を頂いて、自分なりにもちょっと考えましたけれども、実際仕事を続けるだけでも若い世代には厳しいので、そういった中にこういう3日4日職場を休んで、子供も誰かに預けてなんていうような状態で、果たして出してあげることができるんだろうかというのは思いました。

【司会者】

例えばですね、2日審理して、1日空けて休んで、また2日やってとか、そういうばらばらとしたとか、あるいは1日交代、1日裁判、1日休みとか、あるいは2日裁判やって、2日間を置いて、2日やってとか、何かこういう日にちのローテーションの組み合わせでやりやすくなるとか、あるいはやっぱり一気に4日なら4日、5日なら5日やってしまった方が、結局はその方がまだ少しはましだよということなのか、その辺何かお考えありますか。

【7番】

今言ったことと反しますけども、実際自分でやってみると、一気にやっちゃった方が良かったのかなというのは何となくは思います。参加できるのであれば、やっぱり一気にやっていただいちゃった方が、余り分散してしまうのは難しいのかなと思いますね。

【司会者】

疲れるという意味では、間で1日休みを取った方がいいのか悪いのか、どうでしょうか。5番さん、5日間ですが。

【5番】

やって終わったときには、何か間に1日休みたかったなと思いましたがけれども、今考えますと、一気にやって良かったんじゃないかなと思います。

【司会者】

ほかの方も同じようなお考えでしょうか。あるいは、ちょっと、もうちょっと別な日にちの入れ方があるんじゃないかという方はおられますか。どんなアイデアでも大歓迎ですが。よろしいですか。

あと、選任の日と裁判の日との間の空き方ですが、4日ないし9日という結構差があったんですけれど、その間隔というのはどれぐらい一番本当は都合がいいのかということでお考えありますか。7番さんは1週間ぐらいでしたね。

【7番】

1週間は欲しいです。

【司会者】

では、最後に、負担ということで、ほかにどんな点でもよろしいです。負担になった点。例えば、守秘義務があるから心の負担になるんじゃないかという、そういう意見もある一方で、守秘義務があるから、場合によっては聞かれたってしゃべらなくていいって、むしろありがたいんだという、そういう意見もありますし、いろんな見方があると思うんですけど、その点について何か御意見のある方おられますか。

【1番】

守秘義務に関しては、負担に感じたりとかそんなことはなかった。

【司会者】

ほかの方はどうですか。

【2番】

守秘義務に関しては特段なかったです。

【6番】

守秘義務に関しては特に負担とかはないです。ただ、今後のことで言うならば、今回、自分が負担と感じていなかったにもかかわらず、体調がちょっと変化があったことが分かったので、覚悟は必要だなとは感じました、もし次回あるならば。

【司会者】

その点では、何かこういうふうにしていただければそういう体調変化とかなかったなというふうに思われる点ございますか。

【6番】

それが分からないんですね。

【司会者】

緊張されたのか。

【6番】

そうなんですかね。やっている間は、勉強させていただいて、とても楽しいという気持ちで、疲れてるという感じもなかったんですけど、眠りが浅くなったりとか、3日目ぐらいから食べ物がおいしく感じられなくなったりとか、それが終わってから1週間ぐらい続いたという感じだったので、どうすればそうならなかったのかなというのはちょっと分からないです。

【司会者】

では、最後の話題事項に移りまして、5番目に、女性の視点から国民が参加しやすい制度にするための改善点はないでしょうかという点でございます。審理についてでもいいですし、あるいは、裁判所の受け入れ態勢とか、手続的なこと、何でも結構ですが、御意見伺いたいと思います。今度は7番さんからお伺いしましょう。

【7番】

小さい子供がいる人がうちの職場にはかなりいるんで、その人たちがもし

行きたいと言ったときどうするのかなとちょっと思って。一時預かりとして保育をしていただけるような制度もあるらしいんですけども、実際この水戸の辺りではどの利用率があるんでしょうか。逆にちょっとその辺が分からないんですけども。

【司会者】

どうですか。

【調整官】

御案内した方は数名いますけれども、実際に使われた方はおりません。

【7番】

いない。やはり制度があっても使えないというか、使える状況にはないのかなとちょっと私も思っていたんですね。自分がもし小さい子供がいたとしたらば、一時預かりってかなり勇気が要ることで、できれば職場の方の保育所に預けていきたいぐらいなんですね。そういうことが許されるのかどうかとか。

あとは、さっき言ったように、ここに来るまでの時間が長いので、例えば職場内で、もし職場の託児所に通常預けていて、預けてこちらに例えば来れるとしても、時間的な制約で多分それも難しいんだろうなというふうに漠然と思ひまして。なかなかやはり小さいお子さんをかかえての参加は難しいのかしらというところで、どうしたらいいのかというのはちょっと私も答えが見つからないんですけども、難しいところはどうしても残るのかなと思ひます。

【司会者】

例えば裁判の始まるスタート時刻を少し、例えば30分遅らせるとか、そういうことにもよっても何かの影響というか、効果はありますか。

【7番】

そうですね、例えばそういった保育所に、まあ、受け入れてくれるかどうか

か分かんないですけども、預けてこちらに来れる余裕があれば、その方が母親としては安心なのかなと思います。分からない、知らない人に、それも3日も4日も預けなきゃいけないような状況は多分無理だなと思います。

【司会者】

時間を短縮する一方で日にちが長くなると、やっぱりそれはそれでまた問題があるんでしょうか。

【7番】

その辺の現実的な問題なのかなと思いますけども。

【司会者】

そういう場合は審理日数が何日間ぐらいまでだと耐えられるという気がしますか。

【7番】

子供がいなくても、3日ぐらいが妥当なのではないかなと私的には思いますけども。

【司会者】

6番さん、どうでしょうか。

【6番】

近くの拠点で裁判が行われるんでしたら、その方が断然参加しやすいのかな、負担が減るのかなというふうには感じました。インターネット会議とかだったらもっと、子供がいる方でも参加できるかと思うんですけど、内容が内容なので、近ければなというのは感じます。

【司会者】

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

【5番】

ちょっとずれてるかもしれないんですけど。女の人が辞退したいときの状況が、一応書いてありますけれども、参加しなくてもいい事由がもっといっ

ばいあってもいいのかなと思うんですけど。

【司会者】

辞退事由が厳しいな，狭いなという意味ですか。

【5番】

そう。辞退事由がどのぐらいか分からないんです。分からないんですけれども，今聞いてますと，何か預けてまでとか。子育てじゃなくて介護の人もいると思うんですね。私も介護終わって1年目ぐらいで裁判員に当たったんで難なく来られたんですけど，やはり介護してる時だと，一時預けみたいなところ，デイサービスと言われても，行けるお年寄りと行けないお年寄りっていますね。そういうのも考えていただいて，何ていったらいいか，さっき言ったように言葉がちょっと出てこないんですけど，参加できない事由をちょっともっと考えていただいてもいいのかなと思いますけど。

【司会者】

ありがとうございました。4番さん，いかがですか。

【4番】

具体的な改善点というのはないんですけども，まだまだ裁判員制度自体が皆さんに浸透してないって思いました。職場で直前に，行くよという段階から，「えっ，そんなこと言っていいの」というところだったので，だから，とにかく絶対に何もしゃべっちゃいけないってみんな思ってますし，そもそも，近所の人でも私の職場も，そもそも裁判員制度がちゃんと行われてることも知らない人が結構いる。「やってたんだ，それ」というぐらいだったので。今回，職場で私が初めて経験したんですけども，今後職場の他の人が選ばれても，仕事の調整の仕方とか何かアドバイスできる点があればいいのかなというのがあります。

【司会者】

3番さんは，いかがでしょうか。

【3番】

地域によっても理由は違うんじゃないかなと思います。うちは農家なんです。大体なあなあでできる。都会の人はまた別な生活をしてるので、違った理由がある。

【司会者】

それぞれの立場とか、仕事をしてるのによって、参加しやすい、しにくい、いろいろ差がありそうという、そういうところですか。

【3番】

はい。

【司会者】

2番さん、いかがですか。

【2番】

私も先ほどの方と同じで、まだまだ裁判員制度というのはやっぱりみんなに浸透してないと思うんですね。実際、私も裁判員に選任される1年前に、名簿に載りましたって通知が来て、その段階では、名簿に載っただけだから、自分はならないだろうって正直思ってまして、いざ選任日の通知が来た段階で、職場の人が「裁判員って当たるんだ」と、当たるという言い方にどうしてもなるんですよね。

私も正直言って、自分で裁判員なんかできないって思いました。そういうふうに思ってる方って結構いらっしゃると思うんですね。ただ、今になってみれば、経験させていただいて良かったと思ってるので、今もいろいろ裁判員制度についていろんなホームページであったりとかそういうのでやっているみたいなんですけど、一般の方には何かもうちょっと浸透できる方法はないのかなって思います。

【司会者】

ありがとうございました。1番さん、どうでしょうか。

【1番】

私もほかの方の意見と同じになっちゃうんですけど、やっぱり裁判員制度があんまり浸透してないなというのはすごく感じてます。裁判員に決まったというときに、両親がすごく心配をしていて、実際なったことも何か近所の人には言っちゃいけないみたいなことを言われて。何か隠すようなことではないはずなんですけど、何か別に悪いことをしてるわけではないのに、何か悪いことをしてるんじゃないかみたいな雰囲気がちょっとあったのが残念というか、もっとみんながちゃんとこの制度を分かってくれたらなどは思いました。

【司会者】

そもそも余り知られてないというような状況があるということと、それと、裁判員になった人を、会社でも、あるいは地域でも、ほかの人でも、何かうまく処遇してくれる態勢にはまだ十分になってないと。その二つの点からすると定着してないと、そういう意味ですか。

【1番】

はい。

【司会者】

では、一通り話題事項について皆様にお話を伺いましたので、これから記者の方から質問があれば、受けたいと思います。いかがでしょうか。

【茨城新聞】

茨城新聞と申します。今日はお疲れさまです。5番さんが、日本刀がずっと目に残るとおっしゃっていたんですけれども、目に残るといのはどういふふうに感じられたんでしょうか。

【5番】

日本刀だけではなくていろんな、写真がありますよね、縛られてるところとか殴られた跡、そういうところが目に焼き付いてて、何ていいますか、た

まに出てきますね。ふだんは別に全然忘れてますけれど、ひょんなことでちょっと思い出したりもします。でも、その程度で、それがどうこうという、体にどうこうとか、そういうことは全くないんですけれど、やはり残ります。そういう意味です。いいでしょうか。

【茨城新聞】

はい。どういう配慮があったら良かったというのがありますか。

【5番】

それは配慮とかそういうことではなくて、自分自身のことで、ふだんこういうことに携わっていないといいますか、普通の生活ですよ。それで、こういうことに参加させてもらって、そういう事件を目にして、本当に印象的といいますか、そういう。

【茨城新聞】

ふとしたときに思い出されるけれども、特に何か恐怖感が残ってるとかっていうわけじゃないんですね。

【5番】

はい。

【司会者】

ほかにいかがでしょうか。

【読売新聞】

読売新聞です。今日はいろいろありがとうございました。

1番から3番の方にお伺いしたいんですけども、今の話と関連して、御遺体の写真とかが出てきたという話があったので、それについて負担を感じたかということと、あとは、やっぱりそれを見ないと、例えばどういう暴行の態様だったか分からないから、見ても構わないというか、見た方がいいと、どういうふうな印象を体験されて持たれたかお伺いしたいんですけども。

【1番】

遺体の写真については、そんなに恐怖感とかそういうのはなかったです。やっぱり事件が実際どうだったかというのを目で見ると、事象として分かるためには写真はあって良かったかなと思います。

【2番】

私も同じです。

【3番】

同じです。

【司会者】

多分、1番から3番さんの事件では、写真もそんなにたくさんはなかったと思うんです。昔ですと、例えばアルバム一つとか、写真出たりとかだったんですけれども、大量にそういうものがもし出たとしたら、どう感じますか。拡大写真とか含めてバツと出たら。

【1番】

大量はちょっと困ります。

【司会者】

要するに、かなり法曹三者で絞って写真を出してるということなんですけれども、その絞った状態でちょうどいいところなのか、もっとたくさん本当はやるべきだとか、では、どうすべきだとか。

【1番】

実際見た写真よりももうちょっとあってもいいかなとは思いますが。もうちょっと詳細な写真とかがあっても大丈夫だったかなと思います。

【2番】

私も同じです。

【3番】

同じです。

【読売新聞】

ありがとうございました。

【茨城新聞】

6番さんにお伺いしたいんですけれども、眠りが浅くなったり、食べ物がおいしく感じられなかったりしたとおっしゃっていましたが、これは何か体がだるく感じたりとかというものなのか、それとも、何か精神的に落ち込んでいるのかという、差し支えなければ教えていただけますか。

【6番】

体がだるくは感じてなかったと記憶してます。日記に付けているんですけども、ちょっと読んでくれば良かったんですけど、だるくはなかったし、精神的に負担というふうにも自分では感じてなかったです。なので、どうしてだろうというちょっと不安はありました。いつ治るんだろうという不安もありました。

【茨城新聞】

公判中の写真でしたり、映像が負担ということも特になく、そのときは何も感じなかったですか。

【6番】

はい。

【茨城新聞】

ありがとうございます。

【司会者】

ほかにはいかがですか。

【毎日新聞】

毎日新聞です。今日はありがとうございました。

全員にお伺いしたいのが、もう一度選ばれたらすぐに参加したいなというふうに思われるかどうかを、一言ずつでよろしいのでお願いします。

【司会者】

では、1番さんから順に。

【1番】

とりあえず5年間はやらなくていいということなので、5年間はお断りしようかと思います。その後はまたやってもいいかなとは思っています。

【毎日新聞】

5年間はやらなくていいからとりあえずお断りというのは、やっぱり精神的な負担であるとか、時間的な拘束であるとか、そういうことなんですか。

【1番】

時間的な拘束を考えてです。

【毎日新聞】

ありがとうございます。

【2番】

機会がありましたら、またやらせていただきたいと思います。

【3番】

もう結構です。

【4番】

仕事の調整が大変なので、できれば1回でいいかなと思います。ただ、さっきもおっしゃってたように、やっぱり参加しにくい方のことを考えたら、抽選の頭数は増やしてあげた方がいいのかなと思うので、もし当たっちゃったら、頑張って参加も考えてもいいのかなと思います。

【5番】

もう高齢なので、この辺で。

【6番】

機会がありましたら、また参加させていただきたいと思えますし、友人とかにも、いい経験になるよというふうには伝えてます。

【7番】

個人的にはもう一度やらせていただきたいかなと思います。ただ、さっき、小さい子を連れてまでも参加する必要性はというようなお話もありましたが、いろんな人にチャンスが回っていく方が私はいいかなと思いますので、私がチャンスを潰す必要はないと思ってます。

【毎日新聞】

ありがとうございました。

【共同通信】

共同通信です。皆さん、今日はありがとうございました。いろんな御意見が出てきたんですけれども、ちょっとさっきのお話の中で出たこととかぶる部分もありますが、今後いろんな方に皆さんが経験した裁判員というものを経験してもらうために、もっとここをこういうふうにしたらいんじゃないかとか、例えば御自身が経験した中でここはちょっと分かりにくかったとか、何かまだ言えていないこと、これこそは言いたいとかということがありましたら、是非お願いいたします。順番にある方お願いします。

【1番】

すいません、特にないです。

【2番】

先ほどもちょっと言ったんですけれど、やはり茨城でも遠方の方ですね、その方のことをもう少し配慮していただけたらなというのはあるんですね。こちらに来て、慣れない裁判をしたり、評議をしたりとかいう負担の上に、結局、行き帰りの往復の負担というのかなりあると思うんですね。その辺りはちょっと考えていただけたらなというのは思います。宿泊のこととか、あといろいろあるかもしれないんですけれど、やっぱり往復を4日間続けるというのは結構きついと思うんですね。こちらで目一杯4時とか4時半までやって、そこから2時間以上かけてまた自宅に行って、やっぱり家へ帰れば

家事は待ってますよね。それで、朝、いつも以上に早く起きて、洗濯とかいろいろしてというのを考えると。私はたまたま家族の理解があって、往復の自分の負担を考えると泊まった方がいいって自分で判断して泊まったんですけど、今はそれで良かったと思っています。

【3番】

別にないんですけど、ただ、何も知らない私がいろんなことを裁判官さんの皆さんに事細かくよく教えていただいて、いい勉強になりました。ありがとうございました。

【4番】

ないです。

【5番】

ないです。

【6番】

裁判員裁判の目的みたいなこととか、参加するところというふうないい事があるよというのを、もっと柔らかく楽しく宣伝するといいのかなというふうに感じてます。何か私の周りでは、やりたくないというふうにネガティブに言う方が多かったので、そういうのが必要かなと思います。

【7番】

裁判員裁判やってみてすごく良かったんですけども、やはり私の中で一番負担になったのは、刑の重さを決めるというところですね。量刑を決めるというのが私たちにできるのかしらというのはずっと思っていて、それはやっぱり一番負担になっていて、何となく私も最後の決める前の晩は頭の中にぐるぐるぐるぐるしてまして。

たまたま殺人事件ではなかったということもあったので、裁判官の方々からいろんな事例を見せていただきながら、まあ、決めるしかないという形になりましたけれども、あれがもし死刑判決等々の話になってくると、うーん、

決められないという状態になる。自分の中での死刑という、そういうものに対する考えも自分の中で覚悟が決まっていけないので、もしそういう裁判になってしまったらってそういうことまで考えると、かなりそういう意味での負担が大きかったかなと思います。

【共同通信】

ありがとうございます。

【毎日新聞】

毎日新聞です。2番の方にお伺いしたいんですけど、今、結果的には宿泊されて良かったというふうに伺ったんですが、例えば宿泊された際に、周りにいつもの家族がいない。やっぱりかえって一人でやっぱりずっと頭の中を裁判のことがめぐってしまうという点では、やはり家族の方も一緒にいらっしゃった方が良かったというようなことはありましたか。

【2番】

ないですね。一人でいる不安とかそういったものはなかったです。ただ、でも、先ほどもちょっと言ったんですけど、自分でも思ってなくても、やっぱり最終日に家に帰って家族を見たときには、どこが疲れたか分かんないんですけど、疲れたという実感です。ただ、宿泊しているときは、そういったことは考えてませんでした。

【毎日新聞】

ありがとうございます。

【読売新聞】

ちょっと関連する話かもしれませんが、今回、女性の方が皆さん集まってらっしゃるので、子育てと介護、その二つの観点から、もっとこういうふうにしたら、先ほどちょっとお話にも出たのでかぶるところもあるかと思いますが、その2点に絞って、こういうふうにしたらもっともっと若い人が参加しやすいとか、お仕事しながら子育てされてる方が参加しやすいなど。率直

に感じたこと、例えばさっきの話で保育所の話が出てたりとか、あとは日にちの話なんかも出てたんですけれども、その2点に絞ると、どういうふうにやったらいいんじゃないかなと思ったこと、想像でもいいので、お話しただければと思います。

【司会者】

4番さん、いかがですか。

【4番】

介護と子育てをされてる方についての配慮については、ちょっとこれがいんじゃないのかというのがあったら多分もうやってるんだと思うんですけど、だから、非常に難しい点なのかなって思って、今は、ちょっとこうしたらというほどのいい案がないんです。

【司会者】

ほかの方はどうですか。では、6番さん。

【6番】

今、選任されてから裁判始まるまでって1週間でしたっけ。

【司会者】

それぐらいです。今回は、4日ないし9日間でした。

【6番】

なので、もしも家族に常に見ていなきゃいけない介護が必要な方がいる場合、そこからショートステイに預けるということを例えば決めるとしたら大変だと思うので、やはり早目に、もっと1箇月2箇月早目に、選任の後というのが分かっていたら、手続ができるかなというのは思います。

【NHK】

NHKです。先ほどの質問と前後してしまっただけなんですけど、7番さんが先ほど負担になったのは量刑を決めるときというお話があったと思うんですけれども、ほかの方というのは、量刑を決めるときに関して大きく負

担になったとか、そのときに考えたことなんていうのはどういうことがあったかというの、何かあれば一言でも頂ければと思います。

【司会者】

では、1番さんから順にどうでしょうか。

【1番】

量刑を決めるのは、やっぱりかなり難しかったなと思いました。どれぐらいの罪でどれぐらいの刑というのが想像がつかなくて、どうしたらいいかさっぱり分からないというところからだったので。あとは、ここで決めたことは被告人の方の人生に大きく影響してしまうということで、やっぱりそこはすごく負担というか、難しかったなと思いました。

【2番】

私も同じです。判決の言い渡しの際に裁判長が、懲役何年とかおっしゃいますよね。そのとき、私、横で聞いててすごくドキッてしたんです、正直言って。自分も携わって、一生懸命みんなで評議した結果で、自分でも納得した結論ですけど、いざ裁判長からその判決の内容を聞いたときにちょっと複雑な気持ちになりました。

【3番】

皆さんで話し合っただけで量刑は決めたいんですけど、やはり決めた後に家に帰ってから、その人がどういうふうに生活してるか、どういうふうに生きてるのか、それがきっと量刑の負担なのかな、私にとってはと思います。

【4番】

最後のアンケートの方にも書いたんですけども、やはり量刑の部分はプロの方にお任せしたかったなというのがあります。みんなで評議して、裁判長と裁判官の方とみんなで話し、意見を交換し合っただけで決めたことではあるんですけども、その最後の量刑を決める部分は、やはり裁判官と裁判長でこういう方向にというのを提示していただいた方が良かったと思っています。

【5番】

5日間も一生懸命緊張して考えて決めて出したことなので、その後どうという、そういう記憶がありません。

【6番】

みんなで話し合っただけだったので、その後どうしてるかなというのは気になりますけど、負担にというふうには余り思いません。

【7番】

もう言ってしまったのであれなんですけども、あとは、みんなで話し合っただけで決めるところが、今度また多数決という状態だったので、これも何かどうにかしなきゃいけない、結論出すためにはしょうがない部分なんだろうけど、多数決なのねというのもちょっとびっくりはしました。

【司会者】

よろしいですか。では、最後に、法曹三者の方からお話頂こうと思います。検察官からお願いします。

【検察官】

今日は本当にどうもありがとうございました。内容については本当に全て勉強になることでして、審理の分かりやすさにしても、負担の問題にしましても、あと、広報の点についてもですね、非常に課題がやっぱり山積みなんだなというのを改めて実感しました。

裁判員裁判は、本当にまだ始まったばかりですし、裁判員の方がどういうふうを受け取ってくださっているのかというのをいつも不安に思いながらやっているんですが、やっぱり問題は非常に大きくて、自分たちにまずできることといえば、皆さんに余計な、何か無駄な負担を掛けないように、内容面でも、いろんな運用の面でもいろいろやらなきゃいけないことが山積みなんだなというのを改めて感じさせていただきました。

それと同時に、こういうふうには活発に議論をしていただきまして、この仕

事に対して、いつも思うんですが、改めてやりがいを感じる事ができましたので、その意味で本当に感謝いたします。どうもありがとうございました。

【弁護士】

本日は貴重な御意見とか御感想をありがとうございました。非常に参考になる意見ばかりで勉強になります。

私が1回担当した裁判員裁判がたまたま、非常に珍しい事例ではあったと思うんですけども、裁判員の方が全員男性で、法廷にいたのがほぼ男性ばかりというような状況でして、女性の意見というのがなかなか伝わらないとか、どのように思っているかということは全く分からないような状況だったので、女性の方々がどのような思いを抱いているかということが分かって大変勉強になりました。今後、やはりこれからの裁判員裁判に生かしていければと、弁護士としても、弁護士会全体としても思っています。本日はどうもありがとうございました。

【裁判官】

本日、どうもありがとうございました。我々、裁判員裁判やるときは、差し当たって、裁判やっている間のことしか考えてないんですが、裁判が終わってからも皆さん生活ありますし、仕事もあります。また、裁判員裁判が始まる前にもいろいろ生活があって、その中に無理やり裁判員裁判というのが入り込んできていることがよく分かりました。皆様にいかに御負担をお掛けしてるかというところが、抽象的には分かったつもりではいても、本当に皆様のお話を聞いていて、ずっしりと胸にこたえるものがありました。

そういったような負担に支えられて、この裁判員裁判が、一応、県民の皆様を受け入れられつつあるのかなというところもありますが、これは本当に皆様の御協力の賜物であろうというふうに考えております。

裁判所としましても、皆様のご負担について、当然にあるべき所与の前提と考えるようなことはくれぐれもないようにして、一つ一つの負担について

裁判所職員，また裁判官も一つ一つ受け止めながら，裁判員裁判をこれからもやっていきたいというふうに考えております。

そのためにも，今日いろいろ具体的な提言もございましたので，それを真剣にこちらで検討しながら，やれるものは次の事件から取り入れていきたいと思えますし，なかなか制度的に難しいところもありますのは，その辺は所長を通して更に上級庁なり，最高裁判所等にも皆様の意見をお伝えいただいて，制度改善の方にも努めていければというふうに思っております。本当にありがとうございました。

【司会者】

では，これで，裁判員経験者意見交換会を終了させていただきます。大変拙い進行で申し訳ございませんでした。皆様お疲れさまでございました。